

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、二〇一八年度から新学習指導要領の移行期間に入るため、外国語教育実施のための対応も必要となる。また、明日の日本を担う子どもを育む学校現場において、教職員が人間らしく働き続けるためには長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数の改善も図つていく必要がある。

地方自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として財源保障をし、子どもが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年九月二十五日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 伊達忠一殿
内閣总理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 麻生太郎殿
文部科学大臣 野田聖子殿
文部大臣 林芳正殿